その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月七日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十月二十一日（予備同月二十二日及び同月二十三日）の〇七〇〇から二二〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月七日

九州地方整備局長　岡本　博

その関係図面は、平成二十二年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
いちき串木野市下名字下モノ下五〇七八番から同市下名字谷川四〇〇九番一まで	前	八・八〇メートル
	後	一五・六〇メートル
	前	一二・四〇キロメートル
	後	一七・四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○防衛省告示第百七十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年十月七日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日及び同月二十五日から同月二十八日まで）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

十月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

検察庁における職場での飲酒に関する質問主意書（浅野貴博提出）
台湾への輸出向け農産物の検閲体制に関する質問主意書（木村太郎提出）
那覇地検の記者会見と検察官の権限と責任、及び刑事訴訟法の規定等に関する質問主意書（高市早苗提出）
国土交通省関東地方整備局河川部河川調査官に関する質問主意書（河野太郎提出）
国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課の定員に関する質問主意書（河野太郎提出）

議事日程

十月六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
平成二十二年十月六日（水曜日）
午後一時開議
一　国務大臣の演説に対する質疑

人事異動

金融庁

（検査局総務課統括検査官）内閣府事務官　関口　勉

願により本官を免ずる（九月三十日）

金融庁
財務省
農林水産省

農水産業協同組合貯金保険機構理事長に任命する（十月一日）　島田　泰助

財務省

（財務総合政策研究所研修部長）財務事務官　田中　秀明

大臣官房付を命ずる

（独立行政法人国際協力機構総務部参事役）　加用　利彦

主計局総務課主計事務管理室長を命ずる（大臣官房地方課業務調整室長）　曽根　英実

財務事務官　兼ねて財務総合政策研究所研修部長を命ずる（神戸税関摩耶埠頭出張所次長兼神戸税関摩耶埠頭出張所長）　畑中　誠二

心得）同　神戸税関摩耶埠頭出張所長に命ずる（大臣官房審議官）財務事務官　枝廣　直幹

関税局長兼税関研修所長柴生田敦夫外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（十月三日）

国税庁

（財務省大臣官房付）財務事務官　知原　信良

国税不服審判所次長を命ずる（国税不服審判所次長）同　平沼　貞次

財務省に出向させる（以上九月二十一日）　浜谷　正俊

東京国税不服審判所国税審判官を命ずる（十月一日）

農林水産省

（大臣官房付）農林水産技官　島田　泰助

（九州農政局鹿児島農政事務所長）同　菊池　淳志

辞職を承認する（各通）（九月三十日）

（動物医薬品検査所長）農林水産技官　牧江　弘孝

消費・安全局畜水産安全管理課畜水産安全情報分析官に配置換する

独立行政法人家畜改良センター十勝牧場長　鈴木　一男

農林水産技官（生産局畜産部畜産振興課畜産生産情報分析官）に採用する

（生産局畜産部畜産振興課首席畜産専門官）農林水産技官　小倉　弘明

生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室長に配置換する

（生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室長）同　小林　博行

九州農政局生産経営流通部長に配置換する